

別紙 1

移動販売車営業登録者仕様書

移動販売車営業登録とは、契約期間内に、財団が指定する日に健康プラザ屋外に自動車を改造した形の移動販売車を乗り入れて主に飲食物を製造・販売、営業する者を、予め登録しておくこと。

1. 登録条件

本件応募要項に記載する 3（応募資格要件）を満たすほか、次の各条件を全て満たすことができる者。

2. 営業形態

- ① 営業に必要な資機材全てを 1 台の車両に収納でき、営業場所までの移動及び営業は、その車両 1 両のみで対応可能であるものとする。
- ② 営業に使用する車両は、健康プラザの景観にマッチするデザインで、富山県食品衛生条例施行規則別表第 6 第 2 項(2)アからエに掲げる設備を有するものとし、テントや建屋等を展開する形態は認めない。
- ③ 営業する日は、
令和元年 7 月 13 日（土）から 9 月 1 日（日）の期間で、休館日（7 月 16 日（火）・22 日（月）・29 日（月）、8 月 5 日（月）・19 日（月）・26 日（月））及び 7 月 27 日（土）を除く 44 日間のうち希望する日
- ④ 財団が指定する場所（別添「移動販売車設置条件書」のとおり）で営業するものとし、指定場所以外での営業はできない。

3. 売店の販売員等の風体等と名札

- ① 売店の販売員等は、利用者に優しく丁寧な応接ができるものとし、服装や風貌、応接態度が、一般的に粗野とみなされるような者に販売をさせてはならない。粗野かどうかの判断は財団が行うものとする。
- ② 営業者は、営業期間に販売に携わる全員について、写真付きの名札のコピーを最初の営業日までに財団に提出するものとする。

4. 営業者等の条件

食品衛生法第 52 条が規定する営業許可（富山県食品衛生条例施行規則別表第 4 第 2 項(1)から(4)に掲げる自動車での営業の許可を持つ者で、かつ公園の施設概要を理解・案内でき、売店の販売員等を常駐させられる者で、富山県内において適正な営業実績のある者。なお、適正な営業実績については、財団は施設管理者及びその施設におけるイベント主催者に対応状況の問い合わせを行うことがある。

5. 申請等

営業者は、次の事項の許可や加入を自らの負担において、営業を始める日までに完了するものとする。

- ① 食品衛生責任者ほか、当該営業に関わる法・条例に規定する全ての必要事項。
- ② 販売する商品が元で発生する食中毒等の各種のトラブルによる第三者の損害を賠償するために、請求額が対人1名70,000千円以上、1事故・期間中300,000千円、対物1事故・期間中5,000千円以上の損害賠償保険に加入し、その加入証書の写しを事前に財団に提出すること。

6. 営業方法

営業者は、申請し許可された車両のみを敷地内に乗り入れて営業できるものとする。

7. 営業時間

営業時間は、午前10時から午後5時までを基本とし、天候等による時間短縮及び延長は、財団が判断し、指示する。

8. 施設設備使用条件

- ① 財団では、移動販売車1台あたり500Wの電源を提供する。それを越える電力を使用する場合は、営業者がその負担において準備しなければならない。
- ② 用水については、財団はこれを提供しない。
- ③ 調理等で使用した雑排水は、営業者の負担において搬出して適正に処理するものとし、プラザ敷地内の水飲み場や側溝その他舗装などに放置・放流してはならない。その放置・放流により財団が被る被害については、財団は営業者にその弁済を求めることがあるものとする。
- ④ 営業車両の敷地内への進入において、車両が舗装等を破損・損傷させないように留意するものとし、破損・損傷させた場合は、直ちに財団にその旨を報告し、営業者の負担において原形に復するものとする。

9. 営業車両等の管理

- ① 営業者は営業中、使用する電力や発電機などに利用者が設備に不用意に触れないよう管理するものとする。
- ② 敷地内を営業車両が移動するときは、安全を最優先に時速10Km以下で徐行し、利用者にクラクションなどを鳴らしてはならない。
- ③ 営業を手伝う者は、許可車両以外の車両を敷地内に乗り入れてはならない。
- ④ 営業により発生するゴミ類は営業者において敷地外で適正に処分するものとし、ゴミが敷地内に散乱しないよう管理し営業後は清掃するものとする。

10. その他

- ① 利用者の妨げとなる迷惑行為等を行なってはならない。仕様書等の条件を遵守できない場合は、財団の判断により途中でその日の営業を停止させ、又は、登録を取り消し、以後の契約期間内の全ての日の営業をさせないことがある。
- ② なお、上記により営業を中止させ、又は登録を取り消すことによって登録者が被る損害については、財団はこれを補償しない。
- ③ 営業者は、相当の荒天などで予定の営業を中止できるものとするが、中止の判断は、事前に財団が行う。これによって生じる営業者などの損害は補償しない。
- ④ 出店物、商品の管理は出店者が責任をもって行うものとし、当日の事故、損害等について財団は一切責任を負わない。
- ⑤ 出店者は出店場所付近にゴミ箱を必ず設置することとし、出店場所及び周辺は各自美化に努めること。また、営業終了後は、必ず周辺を清掃し、ゴミ、売れ残った商品等は持ち帰ること。
- ⑥ 営業者の都合により当日出店出来なくなった場合は、事前に財団に連絡するものとする。
- ⑦ 営業者と来園者等の間でトラブルがあった場合は、その大小に関わらず、直ちに財団に報告すると共に書面で記載して報告するものとする。